

久留米市障害者地域生活支援協議会「全体会」及び「計画推進部会」の
統廃合について

1. 令和4年度以降の全体会及び計画推進部会

- 「計画推進部会」を廃止し「全体会」に吸収する。

2. 現状

(1) 地域生活支援協議会

	項目	内容
1	目的	障害者や福祉、医療、教育等その他関係者が、相互に連携を図り、地域の支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。
2	協議事項	①地域の関係機関によるネットワークの構築、課題の情報共有 ②相談支援事業所で市から委託を受けた事業所の運営評価 ③障害福祉サービス事業所等の運営評価 ④その他、地域における障害者等への支援体制の整備
3	構成	全体会のもとに、4つの部会、5つの分科会を設置 ①部会：計画推進、施策推進、権利擁護、地域包括ケアシステム ②分科会：こども、おとな、当事者、重心、相談
4	委員任期定員	2年以内・20名以内

(2) 全体会

	項目	内容
1	委員数・任期	17名・令和3年4月1日～令和5年3月31日
2	選出区分	当事者、保健・医療・福祉、児童、雇用・就労、学識経験者、地域
3	協議事項	①各部会報告に基づく地域課題等の確認、市への報告・提案 ②基幹相談支援センターの運営状況の評価
4	開催回数	年1～2回

(3) 計画推進部会

	項目	内容
1	委員数・任期	13名・令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	選出区分	当事者、保健・医療・福祉、児童、雇用・就労、学識経験者、地域
3	協議事項	①障害者計画及び障害(児)福祉計画の策定、進捗状況の評価 ②社会資源の活用・整備の検討 ③障害福祉サービス事業所の評価
4	開催回数	年2～3回

3. 課題

(1) 全体会の設置意義

- ① 現在の全体会は、基本年1回の開催であり、各部会の前年度実績及び事業計画の報告を追認するのみという状況。
- ② 障害者計画に基づき、市の障害福祉施策を推進している上で、障害者計画の策定や進捗管理は非常に重要なことである。この障害者計画の策定や進捗管理は計画推進部会で協議しており、全体会では策定過程等に関与できず結果報告を受けるのみである。
- ③ 結果として、協議会において計画推進部会が協議会の中心的な位置付けとなっており、全体会の設置意義が問われている。

4. 対応策

(1) 計画推進部会を廃止し全体会に吸収

- ① 全体会が地域生活支援協議会の活動の中心となるように、計画推進部会の委員改選（令和4年4月）にあわせ、令和4年3月末をもって計画推進部会を廃止し、計画推進部会の役割は、全体会で担うようにする。

(2) 全体会の選出団体の追加

- ① 計画推進部会では選出され、全体会に選出されていない団体は、全体会の選出団体に追加する。
 - ・ 久留米市障害者基幹相談支援センター（区分：保健・医療・福祉）
 - ・ 久留米市私立幼稚園協会（区分：児童）
- ② 障害者計画では重点施策の一つに「差別の解消・権利擁護の推進」を掲げており、全体会において計画進捗の評価を行うため、権利擁護の区分から以下の団体を追加する。
 - ・ 弁護士会 筑後部会

(3) 全体会と計画推進部会で選出団体が重複し、委員が異なる場合

- ① 全体会と計画推進部会で選出団体が重複し委員が異なる場合は、全体会の協議事項や開催回数等が増えることから、計画推進部会の委員と交代可能とする。

5. 令和4年度以降の全体会

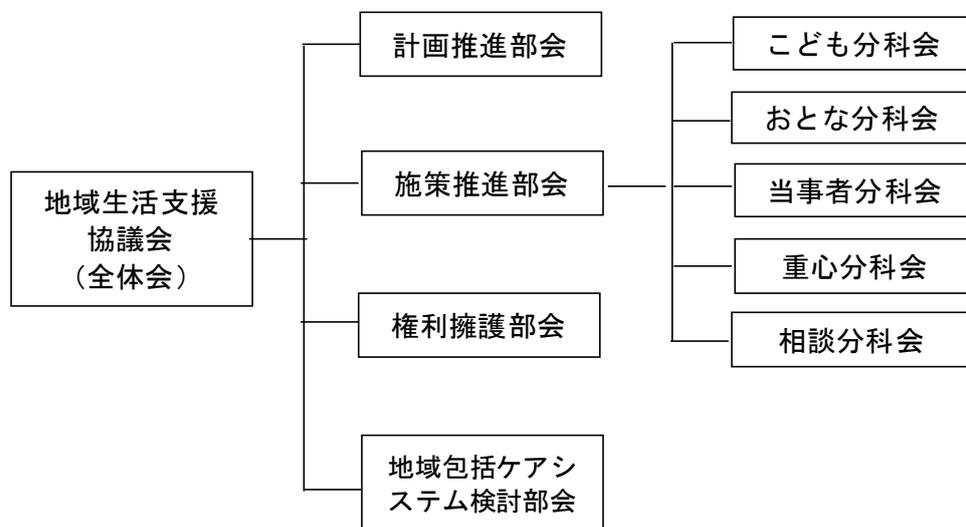
	項目	内容
1	委員数	20名
2	選出区分	当事者、保健・医療・福祉、児童、雇用・就労、権利擁護、学識経験者、地域
3	協議事項	①各分会報告に基づく地域課題等の確認、市への報告・提案 ②基幹相談支援センターの運営状況の評価 ③障害者計画及び障害(児)福祉計画の策定、進捗状況の評価 ④社会資源の活用・整備の検討 ⑤障害福祉サービス事業所の評価
4	開催回数	年3～4回

6. 全体会の選出団体内訳

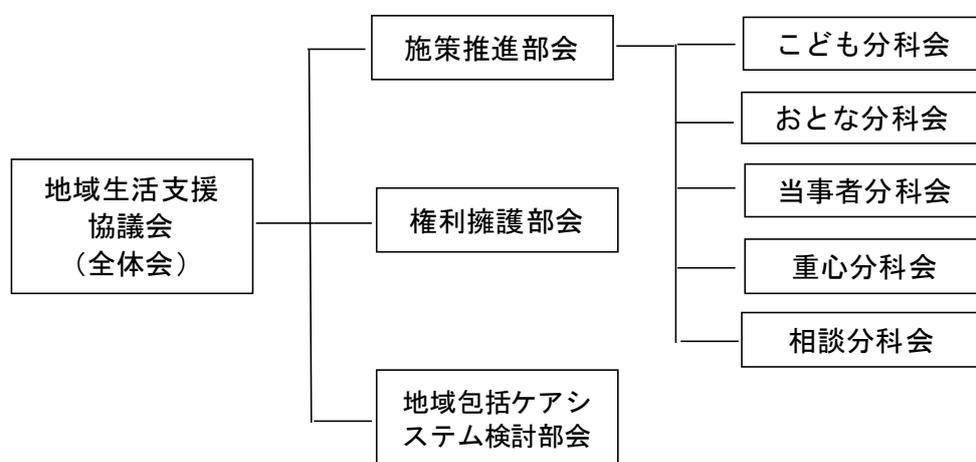
(令和4年度以降)全体会			(現在)全体会			(現在)計画推進部会		
選出区分	選出団体		選出区分	選出団体		選出区分	選出団体	
当事者	久留米市身体障害者福祉協会	1	当事者	久留米市身体障害者福祉協会	1	当事者	久留米市身体障害者福祉協会	1
	久留米市手をつなぐ育成会	2		久留米市手をつなぐ育成会	2		久留米市手をつなぐ育成会	2
	久留米精神障害者地域家族会	3		久留米精神障害者地域家族会	3		久留米精神障害者地域家族会	3
	久留米市作業所連絡会	4		久留米市作業所連絡会	4		佐賀・筑後発達障害親の会	4
保健・医療・福祉	久留米市社会福祉協議会	5	保健・医療・福祉	久留米市社会福祉協議会	5	保健・医療・福祉	久留米市社会福祉協議会	5
	久留米医師会	6		久留米医師会	6		久留米市社会福祉協議会	6
	久留米市介護福祉サービス事業者協議会	7		久留米市介護福祉サービス事業者協議会	7		久留米市介護福祉サービス事業者協議会	7
	久留米市障害者支援施設協議会	8		久留米市障害者支援施設協議会	8		久留米市障害者支援施設協議会	8
	久留米市障害者基幹相談支援センター	9		久留米市立久留特別支援学校	9		久留米市障害者基幹相談支援センター	9
児童	久留米市立久留特別支援学校	10	児童	久留米市保育協会	10	児童	久留米市私立幼稚園協会	10
	久留米市保育協会	11		久留米児童相談所	11		雇用・就労	久留米商工会議所
	久留米市私立幼稚園協会	12	雇用・就労	久留米商工会議所	12	学識経験者	久留米大学	12
	久留米児童相談所	13		久留米公共職業安定所	13		地域	久留米市民生委員児童委員協議会
雇用・就労	久留米商工会議所	14	学識経験者	久留米大学	14			
	久留米公共職業安定所	15			久留米市民生委員児童委員協議会	15		
権利擁護	弁護士会 筑後部会	16	地域	久留米市校区まちづくり連絡協議会	16			
学識経験者	久留米大学	17		久留米市校区社会福祉協議会連合会	17			
地域	久留米市民生委員児童委員協議会	18						
	久留米市校区まちづくり連絡協議会	19						
	久留米市校区社会福祉協議会連合会	20						

7. 地域生活支援協議会の構成

【現在】



【令和4年度以降】



久留米市障害者地域生活支援協議会について

1 協議会の設置根拠（障害者総合支援法第89条の3）

関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びにその他の関係者が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等への連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として、地方公共団体が設置します。

2 主な機能

① 障害のある方を地域で支えるネットワークを構築する**地域支援機能**

地域ネットワークの中核組織として、市内の社会資源を繋ぎ、地域で暮らす障害のある方を地域全体で支えます。

② 基幹相談支援センター及び障害福祉サービス事業所等に対する**評価機能**

基幹相談支援センター及び障害福祉サービス事業所等の運営状況等について評価します。また、障害福祉サービス事業所等については、必要に応じて指定の可否に関する意見を述べます。

③ 地域における障害保健福祉に関する課題や情報を収集・提供する**情報支援機能**

地域で暮らす障害のある方を支えるために、障害福祉サービス事業者等と情報交換を行い、地域における課題や情報を収集し、提供します。

④ 障害福祉計画の策定・変更または達成状況について意見を述べる**施策提案機能**

市が策定する障害者計画や障害福祉計画等について、必要に応じて意見を述べます。

3 協議会の構成

下線部は変更箇所

久留米市障害者地域生活支援協議会は、（通称）全体会と部会及び分科会で構成しています。

◎ 全体会

地域の実情や、各部会からの報告を受けて、地域課題等を確認し、市へ報告・提案を行います。また、計画の策定や進捗状況の評価、社会資源の活用・整備等について研究・検討および基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所の運営状況等の評価を行います。

○ 施策推進部会

5つの分科会を通じて、地域における障害者等への支援体制に関する課題を整理し、対応策等の検討を行います。

・ 分科会

ことも、おとな、当事者、重症心身障害児者、相談支援の各テーマに分かれて、地域における課題や対応策を整理し、施策推進部会に提案を行います。

○ **権利擁護部会**

障害者に対する虐待の早期発見・早期予防や、成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用について研究・検討を行います。

○ **地域包括ケアシステム検討部会**

「精神保健福祉関係機関連絡会議」と連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究・検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行います。

